## 〇 日本公庫資金円滑化貸付事業について (平成23年5月2日23経営第269号農林水産省経営局長通知)新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後

I 東日本大震災に係る貸付事業について

#### 第2 事業内容

- 1 (略)
- 2 貸付金の使途

本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、(2)、(4)及び(5)の資金においては、国の補助金(交付金を含む。)の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金(以下「補助残融資資金」という。)については、原則として本措置の対象外とするが、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け4農産第2951号農林水産事務次官依命通知)に定める事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象にするものとする。

 $(1)\sim(5)$  (略)

3 • 4 (略)

5 貸付対象期間

本措置に係る貸付対象期間は、地震の後(平成23年3月11日)から<u>令和6年3月31日</u>までとする。

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業について

# 第1 目的

新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス 属のコロナウイルス (令和2年1月に中華人民共和国から世界

 現 行

 I 東日本大震災に係る貸付事業について

# 第2 事業内容

- 1 (略)
- 2 貸付金の使途

本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、(2)、(4)及び(5)の資金においては、国の補助金(交付金を含む。)の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金(以下「補助残融資資金」という。)については、原則として本措置の対象外とするが、福島県高付加価値産地展開支援事業実施要綱(令和3年6月30日付け3生産第709号農林水産事務次官依命通知)に定める事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象にするものとする。

 $(1)\sim(5)$  (略)

3 • 4 (略)

5 貸付対象期間

本措置に係る貸付対象期間は、地震の後(平成23年3月11日)から令和5年3月31日までとする。

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業について

## 第1 目的

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス 属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界 保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)の影響により、農業者等の経営に甚大な影響が発生しており、今後、経営の継続・再建に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。

このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、<u>実質無担保・無保証人貸付</u>を措置することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営の継続・再建に必要な資金の円滑な融通を図ることとする。

## 第2 事業内容

1 対象者

第1の措置(「本措置」という。以下IIにおいて同じ。) の適用を受ける対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響 により、現に農業粗収益(法人にあっては、農業売上高。以 下同じ。)、所得率(農業所得(法人にあっては、経常利 益)を農業粗収益で除したものをいう。以下同じ。)又は純 利益額が前期に比して悪化していることを公庫において確認 保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)の影響により、農業者等の経営に甚大な影響が発生しており、今後、経営の継続・再建に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。

このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等に おいて培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、

- (1) 実質無担保·無保証人貸付
- (2) 資金の償還順位を他の貸付金債権に劣後させる等の特例を付した完全無担保・無保証人貸付(新たに融資対象物件に対する抵当権設定その他のいかなる担保も徴求せず、かつ、同一経営の範囲内の者その他いかなる保証人も徴求しない貸付けをいう。第2の2の(2)の資金に限る。以下IIにおいて同じ。)

を措置することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 農業者等の経営の継続・再建に必要な資金の円滑な融通を図る こととする。

## 第2 事業内容

- 1 対象者
  - (1) 実質無担保·無保証人貸付

第1の(1)の措置(「本措置」という。以下Ⅱにおいて同 じ。)の適用を受ける対象者は、新型コロナウイルス感染症 の影響により、経営に影響が発生している農業者等であっ て、その影響を公庫において確認できた者とする。

(2) 完全無担保・無保証人貸付

できた者とする。

#### 2 貸付金の使途

本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。

- ① 農林漁業セーフティネット資金
- ② 経営体育成強化資金(経営体育成強化資金実施要綱第2 のIIに定める資金に限る。)

第1の(2)の措置(「特例措置」という。以下Ⅱにおいて同 じ。)の適用を受ける対象者は、第2の1の(1)の対象者であって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ① 民間金融機関からの資金調達が行われること。
- ② 既往借入金の延滞がないこと。
- ③ 直近期の純資産において債務超過ではないこと。
- ④ 過去3期連続して農業所得(法人にあっては、経常利益)が黒字であること。
- 2 貸付金の使途
- (1) 実質無担保·無保証人貸付

本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。<u>な</u> <u>お、補助残融資資金については、原則として本措置の対象外とするが、新型コロナウイルス感染症の影響に係る事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象と</u> するものとする。

- ① 農林漁業セーフティネット資金
- ② 農業経営基盤強化資金 (農業経営基盤強化資金実施要綱第3に定める資金をいう。)
- ③ 経営体育成強化資金(経営体育成強化資金実施要綱第2に定める資金をいう。)
- (2) 完全無担保·無保証人貸付

特例措置に係る対象資金は、農林漁業セーフティネット資金 (農林漁業セーフティネット資金実施要綱第2の1の(3)の⑥に定める資金 (ただし、農業を営む者に貸し付けられるものに限る。)をいう。)とする。

3 貸付条件

#### 3 貸付条件

本措置に係る貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。

## 4 貸付方式

本措置に係る貸付けは、公庫又は同公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。

5 貸付対象期間

本措置に係る貸付対象期間は、令和2年2月1日から令和6

# (1) 実質無担保·無保証人貸付

本措置に係る貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。

(2) 完全無担保・無保証人貸付

特例措置に係る貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。なお、償還順位は、貸付先において、次に掲げる法的倒産手続の決定が裁判所によってなされた場合、特例措置の債権は、当該貸付先に対する全ての債権(償還順位が特例措置による貸付債権と同等以下のものを除く。)に劣後するものとする。

- ① 破産法 (平成16年法律第75号) に基づく破産手続開始の 決定
- ② 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続 開始の決定
- ③ 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続 開始の決定
- ④ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の 決定
- 4 貸付方式
- (1) 実質無担保·無保証人貸付

本措置に係る貸付けは、公庫又は同公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。

(2) 完全無担保·無保証人貸付

特例措置に係る貸付けは、公庫からの直接貸付のみとする。

5 貸付対象期間

本措置及び特例措置に係る貸付対象期間は、令和2年2月1

年3月31日までとする。

## 第3 その他

本措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、これに見合う貸倒償却財源として、国が平成10年度及び平成17年度に支出した農林漁業金融公庫出資金の一部並びに平成20年度に支出した株式会社日本政策金融公庫出資金の一部並びに令和2年度及び令和3年度に支出した株式会社日本政策金融公庫出資金を原資とすることとするが、本措置による貸倒償却額は当該出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。

Ⅲ コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰 等に係る貸付事業について

#### 第2 事業内容

1 対象者

第1の措置(「本措置」という。以下Ⅲにおいて同じ。) の適用を受ける対象者は、コロナ禍におけるウクライナ情勢 に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、<u>現に農業粗収</u> 益、所得率又は純利益額が前期に比して悪化していることを 公庫において確認できた者とする。

2 貸付金の使途

本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。

- ① 農林漁業セーフティネット資金
- ② 経営体育成強化資金(経営体育成強化資金実施要綱第2 のIIに定める資金に限る。)

日から令和5年3月31日までとする。

#### 第3 その他

本措置及び特例措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、これに見合う貸倒償却財源を確保するため、 国は公庫に対し出資金の交付を行うこととするが、本措置及び 特例措置による貸倒償却額は当該出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。

Ⅲ コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰 等に係る貸付事業について

# 第2 事業内容

1 対象者

第1の措置(「本措置」という。以下Ⅲにおいて同じ。) の適用を受ける対象者は、コロナ禍におけるウクライナ情勢 に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、経営に影響が発 生している農業者であって、その影響を公庫において確認で きた者とする。

- 2 貸付金の使途 本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。
  - ① 農林漁業セーフティネット資金
  - ② 農業経営基盤強化資金(農業経営基盤強化資金実施要綱第3に定める資金をいう。)

- 3 4 (略)
- 5 貸付対象期間

本措置に係る貸付対象期間は、令和4年4月26日から<u>令和6</u> 年3月31日までとする。

## 第3 その他

本措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、これに見合う貸倒償却財源として、国が平成10年度から13年度及び平成17年度に支出した農林漁業金融公庫出資金の一部並びに平成20年度に支出した株式会社日本政策金融公庫出資金の一部を原資とすることとするが、本措置による貸倒償却額は当該出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。

- ③ 経営体育成強化資金(経営体育成強化資金実施要綱第 2に定める資金をいう。)
- 3 4 (略)
- 5 貸付対象期間

本措置に係る貸付対象期間は、令和4年4月26日から<u>令和</u>5年3月31日までとする。

## 第3 その他

本措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、これに見合う貸倒償却財源として、<u>国が平成11年度から平成13年度に支出した農林漁業金融公庫出資金の一部</u>を原資とすることとするが、本措置による貸倒償却額は当該出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。

附 則 (令和5年3月31日4経営第3164号) この通知は、令和5年4月1日から施行する。